

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
長崎社会保険事務局庁舎賃貸借	契約担当官 長崎社会保険事務局長 野上秀夫 長崎市興善町6-5	平成21年4月1日	MGPケーアイ ール合同会社 東京都港区赤坂 八丁目4番14号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 当契約については、業務の運営上必要 であり、近隣の類似物件と比較して賃 貸額も適正であり、移転にかかる経費 を勘案すると継続して契約することが妥 当であり、契約の性質上他との競争を 許さないため。	-	29,816,865	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ 物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案す ると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移 管(平成22年1月)
電気料金	契約担当官 熊本社会保険事務局長 厚生労働事務官 結城善 行 熊本社会保険事務局 熊本市幸島町5-1	平成21年4月1日	九州電力株式会 社 福岡県福岡市中 央区渡辺通2-1- 82	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(1,654,997)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移 管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 熊本社会保険事務局長 厚生労働事務官 結城善 行 熊本社会保険事務局 熊本市幸島町5-1	平成21年4月1日	郵便事業株式会 社 東京都台東区 蔵前1-3-25	地方社会保険事務局及び社会保険事 務所(社会保険事務局事務所を含む。 以下「社会保険事務局等」という。)に おいては、被保険者や受給者等へ信書 を送付することがあり、この場合、唯一、 信書の発送業務を行っている郵便事業 株式会社と契約し、送付業務を委託し ているものである。そのため、当該契約 は、特定の相手としか契約することがで きず、契約の性質が競争を許さないた め、会計法第29条の3第4項の規定に 基づき随意契約するものである。	-	16,566,955	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められ ているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移 管(平成22年1月)
熊本県社会保険共同倉庫の賃貸料	支出負担行為担当官 熊本社会保険事務局長 厚生労働事務官 結城善 行 熊本社会保険事務局 熊本市幸島町5-1	平成21年4月1日	九州産交運輸株 式会社 熊本市流通団地 2-20-3	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査した が、位置・環境・借料等総合的に最適 の貸し物件と判断した。そのため、当該 契約は、特定の相手としか契約の性質 が競争を許さないため。	-	4,874,895	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ 物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案す ると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移 管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 大分社会保 険事務局 厚生労働事務 官 安部隆 大分市東春 日町1-1	平成21年4月1日	郵便事業株式会 社 東京都台東区 蔵前1-3-25	地方社会保険事務局及び社会保険事 務所(社会保険事務局事務所を含む。 以下「社会保険事務局等」という。)に おいては、被保険者や受給者等へ信書 を送付することがあり、この場合、唯一、 信書の発送業務を行っている★と契約 し、送付業務を委託しているものであ る。そのため、当該契約は、特定の相 手としか契約することができず、契約の 性格が競争を許さないため、会計法第 29条の3第4項の規定に基づき随意契 約するものである。	-	18,378,710	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められ ているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移 管(平成22年1月)
大分社会保険事務局事務室等賃貸借	支出負担行為担当官 大 分社会保険事務局 厚生 労働事務官 安部隆 大 分市東春日町1-1	平成21年4月1日	株式会社 新日鉄 土地開発 九州支 店 大分市松原町3- 1-11	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査した が、位置・環境・借料等総合的に最適 の貸し物件と判断した。そのため、当該 契約は、特定の相手としか契約の性質 が競争を許さないため。	-	5,839,242	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ 物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案す ると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移 管(平成22年1月)
電気料金	契約担当官 宮崎社会保険事務局長 中嶋 克之 宮崎市高千穂通2-5- 32	平成21年4月1日	九州電力株式会 社 福岡県福岡市 中央区渡辺通 2-1-82	会計法第29条の12 長期継続契約のため。(社会保険事務 局事務室及び社会保険事務所分)	-	(1,956,253)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(□)	長期継続契約 日本年金機構へ移 管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	契約担当官 宮崎社会保険事務局長 中嶋 克之 宮崎市高千穂通2-5-32	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区 蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項 社会保険事務局及び社会保険事務所(社会保険事務局事務室を含む。)においては、被保険者や受給者等への信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている郵便事業株式会社と契約し送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため。	-	17,549,263	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
宮崎社会保険事務局事務センターの賃貸借	支出負担行為担当官 宮崎社会保険事務局長 中嶋 克之 宮崎市高千穂通2-5-32	平成21年4月1日	興和商事 株式会社 宮崎市橋通東1-6-25	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	-	12,023,460	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
業務用電力の供給	契約担当官 鹿児島社会保険事務局長 宮崎 尚久 鹿児島市郡元1-8-6	平成21年4月1日	九州電力株式会社 福岡県福岡市 中央区渡辺通 2-1-82	会計法第29条の12。 長期継続契約のため。	-	(2,835,601)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)
後納郵便料	契約担当官 鹿児島社会保険事務局長 宮崎 尚久 鹿児島市郡元1-8-6	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区 蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項。 社会保険事務所においては、被保険者や受給者等へ信書を送付することがあり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている郵便事業株式会社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該業務は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため。	-	30,077,422	-	-	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
鹿児島社会保険事務局借料(事務センター)	支出負担行為担当官 鹿児島社会保険事務局長 宮崎 尚久 鹿児島市郡元1-8-6	平成21年4月1日	鹿児島県社会保険診療報酬支払基金 鹿児島市宇宿 1-52-12	会計法29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号ビル所有者と継続して契約することが業務の運営上必要であり、契約の性質上、他との競争を許さないため	-	7,591,239	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
鹿児島社会保険事務局借料(上記以外)	支出負担行為担当官 鹿児島社会保険事務局長 宮崎 尚久 鹿児島市郡元1-8-6	平成21年4月1日	鹿児島県社会保険診療報酬支払基金 鹿児島市宇宿 1-52-12	会計法29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号ビル所有者と継続して契約することが業務の運営上必要であり、契約の性質上、他との競争を許さないため	-	13,694,562	-	-	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電気使用料	契約担当官 沖縄社会保険事務局長 渡部 浩 那覇市旭町114-4	平成21年4月1日	沖電開発株式会社 沖縄県浦添市牧港 4-11-3	会計法第29条の3第4項 賃貸ビルに入居しており、ビル管理者から指定されているため。	-	1,046,033	-	-	賃貸ビルに入居しており、ビル管理者から指定されているため。(会計法第29条の3第4項)	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
電気使用料	契約担当官 沖縄社会保険事務局那覇 社会保険事務室長 仲本 啓子 那覇市壺川2-3-9	平成21年4月1日	沖縄電力株式会社 沖縄県浦添市牧港 5-2-1	会計法第29条の12 長期継続契約のため。	-	(1,012,282)	-	-	長期継続契約のため。(会計法第29条の12)	二(ロ)	長期継続契約 日本年金機構へ移管(平成22年1月)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料	契約担当官沖縄社会保険事務局長 渡部浩 那覇市旭町114-4	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都台東区蔵前1-3-25	社会保険事務局においては、共同事務センターが被保険者や受給者等への信書を送付する必要があり、この場合、唯一、信書の発送業務を行っている郵便事業株式会社と契約し、送付業務を委託しているものである。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約することができず、契約の性質が競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	—	12,686,836	—	—	郵便事業株式会社が唯一、発送業務を行う事業者として定められているため。	二(ハ)	日本年金機構へ移管(平成22年1月)
事務局・共同事務室借上げ	支出負担行為担当官沖縄社会保険事務局長 渡部浩 那覇市旭町114-4	平成21年4月1日	沖電開発株式会社 浦添市牧港4-11-3	会計法第29条の3第4項 近隣の物件と賃貸条件を比較調査したが、位置・環境・借料等総合的に最適な貸し物件と判断した。そのため、当該契約は、特定の相手としか契約の性質が競争を許さないため。	—	29,138,634	—	—	近隣物件と比較し金額等条件のよいものを調査したが現借り上げ物件以外に最適な物件がないことや、移転にかかる経費を勘案すると、契約の性質上競争を許さないため。	□	日本年金機構へ移管(平成22年1月)

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象としている。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載している。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載している。
4. 「随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分」欄は、「公共調達の適正化について」記1. (2)①の区分を記載している。  
なお、当該契約に係る物品又は役務の提供を行える者が他に存在しないもの又は競争を許さないものについては、「ニ」と分類している。
5. 長期継続契約、単価契約については、年間予定調達総額を記載している。